

令和8年5月26日
障害福祉課
施設福祉・就労支援グループ
【担当】高岡・林
【内線】3240・3241

障害福祉サービス事業者の行政処分（指定の取消し）について

香川県は、本日、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第50条第1項の規定により、「一般社団法人スワン」が運営する「ゆうちゃん弁当ゆうちゃん亭」についての法第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援A型及び就労継続支援B型）の指定を取り消す処分を行ったので、お知らせします。

1 被処分者

- (1) 法人の名称 : 一般社団法人スワン
- (2) 事務所の所在地 : 香川県高松市屋島西町1932-7
- (3) 法人の代表者 : 代表理事 中村 優太

2 指定取消しを受けた指定障害福祉サービス事業所

- (1) 名称 : ゆうちゃん弁当ゆうちゃん亭（以下「事業所」という。）
- (2) 所在地 : (A型) 香川県丸亀市金倉町939番地
(B型) 香川県丸亀市城東町三丁目11-27
- (3) 障害福祉サービスの種類 : 就労継続支援A型（定員15人）（平成27年3月1日指定）
就労継続支援B型（定員15人）（令和6年10月1日指定）
- (4) 実施している生産活動 : 弁当の製造・販売

3 処分年月日

令和8年5月26日

4 指定取消しの理由

- ① 法第50条第1項第3号該当【人格尊重・忠実義務違反】
- ② 法第50条第1項第5号該当【運営基準違反】
- ③ 法第50条第1項第8号該当【虚偽答弁】
- ④ 法第50条第1項第10号該当【関係法令（※）違反】

※「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）

5 指定取消処分に係る経緯及び理由

- ・令和7年11月、当該事業所の関係者から関係市町に対し、当該事業所の当時の責任者による利用者への虐待について通報があった。
- ・令和7年12月、関係市町が事実確認のための調査を実施した結果、令和8年1月に、県に対し、虐待に該当するとの報告があった。
- ・関係市町からの報告を受け、令和8年2月から3月にかけて、県が調査を実施したところ、当初、当時の責任者は、県に対し、関係市町への説明と同様の説明を行っていたが、調査を進める中で、これまでの説明内容とは異なる重大な虐待行為を行っていたことを認めた。

【人格尊重・忠実義務違反】【虚偽の答弁】【関係法令違反】

- ・このほか、県の調査時点で、虐待発生後の検証と再発防止策の検討を行う虐待防止委員会がその役割を果たしていなかったことが確認されるなど、複数の運営基準違反を確認した。

【運営基準違反】【関係法令違反】

これら違反に加え、事業所から提出された改善計画において、今後の事業継続を前提とした再発防止策が確認できなかったこと等を総合的に判断し、法の規定に基づき、指定の取消処分とした。

6 参考法令

別紙参照

～ 報道各社様へのお願い ～

本件に関する取材・報道においては、利用者及び保護者等関係者のプライバシーに十分ご配慮いただきますようお願いいたします。

参考法令

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
(指定の取消し等)

第50条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第29条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 指定障害福祉サービス事業者が、第42条第3項の規定に違反したと認められるとき。

(指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者の責務)

第42条 略

2 略

3 指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

- (4) 略
- (5) 指定障害福祉サービス事業者が、第43条第2項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

(指定障害福祉サービスの事業の基準)

第43条 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い、当該指定障害福祉サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

3・4 略

- (6) 略
- (7) 略
- (8) 指定障害福祉サービス事業者又は当該指定に係るサービス事業所の従業者が、第48条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、または同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。(以下略)
- (9) 略
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、この法律その他国民

の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの(※)又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）で、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）などを規定。

(11)～(12) 略

2・3 略

●障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）
（障害者に対する虐待の禁止）

第3条 何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない。

（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置）

第15条 障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障害者福祉施設従事者等の研修の実施、当該障害者福祉施設に入所し、その他当該障害者福祉施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

●香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）

（基準の一般原則）

第3条 社会福祉施設等の基準は、この章に特別の定めのあるものを除くほか、別表第1の左欄に掲げる社会福祉施設等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる法令に規定する基準をもって、その基準とする。当該法令の改正に伴う経過措置についても、規則で定めるものを除き、同様とする。

2 略

別表第1（第2条、第3条、第7条、第8条、第10条、第13条、第14条、第15条関係）

社会福祉施設等	法令
1～15 (略)	(略)
16 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する <u>指定障害福祉サービスの事業及び同法第30条第1項第2号イに規定する基準</u> 該当事業所において行う同号に規定する基準該当障害福祉サービスの事業	<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）</u>
以下 (略)	(略)

●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

第3条 略

- 2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

【※ 以下の規定は、指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型の事業について準用】

（虐待の防止）

第40条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（管理者の責務）

第66条 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（勤務体制の確保等）

第68条 略

- 2 略
- 3 指定療養介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 略